（様式１ 表面）

 令和　　年 月 日

神 戸 市 長 久　元　喜　造 様

港湾関連用地等（普通財産）一時使用申請書

住 所

申請人

氏 名

下記のとおり，港湾関連用地等（普通財産）を一時使用するために借り受けたいので，承認して下さるようお願いいたします。

　なお，申請者は，神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年５月26日市長決定）第４条第１項第２号又は第６号に掲げる者が同要綱第５条各号に掲げる事項のいずれにも該当しないことを誓約いたします。また，上記の事実の確認のための警察等関係機関への照会にあたり，申請者の個人情報が警察等関係機関に提供される場合があることを承諾します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 位置 | 　（添付位置図のとおり） |
| 使用目的 |  |
| 面 積 |  　　　　　㎡ |
| 借受期間 | 令和　年　月　日 から 令和　年　月　日 まで |
| 契約条件 |  裏面のとおり |
| 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年５月26日市長決定）第４条第１項第２号及び第６号並びに第５条については，当該要綱の抜粋を受領の上，内容を確認しました。 |  |
| 添付書類 |  位置図  |
| 連絡先（申請担当） |  ℡ － － |

（様式１ 裏面）

借受申請者　　　　　　　（以下「乙」という。）は，貸主神戸市（以下「甲」という。）所有の港湾関連用地等（普通財産）一時使用申請書（以下「申請書」という。）記載の土地・建物（以下「本件土地等」という。）を，一時使用するために借り受けることについて，下記の条件により申し込みます。

（用途指定）

第1条　乙は，本件土地等を承認書記載の用途にのみ使用するものとし，その他の目的に使用してはならない。

（土地の引き渡し）

第2条　甲は，本件土地等を，借受開始日に現状有姿で乙に引き渡すものとする。

（賃料の改定）

第3条　甲は，次の各号のいずれかに該当する場合は，賃料を改定することができる。

（１）甲が本件土地等につき特別な費用を負担することになったとき。

（２）一般経済事情の変化又は地価の変動等により，賃料が不相当と認められるに至ったとき。

2　甲は，前項の規定により賃料を改定しようとする場合は，改定賃料の額を書面により乙に通知する。

（賃料の支払)

第4条　乙は，承認書記載の賃料を，貸付開始日までに，甲の発行する納入通知書により，甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

2　乙は，前条の規定により賃料が改定された場合は，その精算額を甲の指定する期日までに，甲の発行する納入通知書により，甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

（遅延利息）

第5条　乙は，所定の支払期間内に，賃料を支払わなかった場合は，支払期限の翌日から支払日までの日数に応じて年14.6パーセントの率を乗じて計算した遅延利息を現金で甲に支払わなければならない。

（善管注意義務）

第6条　乙は，本件土地等を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

（土地の使用基準）

第7条　乙は，申請書記載の土地（以下「本件土地」という。）が公益性を有する港湾関連用地であることを十分考慮して，その使用にあたっては，特に次の点に留意し，また，関係法令や条例，規則等を遵守しなければならない。

（１）周辺公共施設の利用を阻害しないこと。

（２）公害の発生を未然に防止するための措置を講じること。

（３）本市が環境保全のために行う施策に協力すること。

（紛争等の処理）

第8条　本件土地等の使用に伴う第三者との紛争その他の諸問題は，乙の責任と負担において解決するものとする。

（費用負担）

第9条　甲は，本件土地等の修繕義務を負わないものとし，本件土地等の維持，保持，改良等に要する経費は，すべて乙の負担とする。

（担保責任）

第10条　乙は，本契約締結後，本件土地等に数量の不足その他隠れた瑕疵があることを発見しても，甲に対し賃料の減額又は損害の賠償を請求できないものとする。

（転貸等の禁止）

第11条　乙は，本件土地が公益性を有する港湾関連用地であることに鑑み，本件土地等又は本件土地等に自己が設置した工作物等に賃貸権その他の使用又は収益を目的とする権利を設定し，又は本件土地等の賃貸権を第三者に譲渡してはならない。

2 乙は，申請書に添付した利用計画図に記載した工作物等のほか，本件土地等に工作物を設置してはならない。

（実地調査等）

第12条　甲は，必要あると認めたときは，乙の使用状況について質問し，実地に調査し又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において，乙は調査・報告等を拒み，又は妨げてはならない。

（契約の解除）

第13条　甲は，次の各号のいずれかに該当する場合は，催促その他の手続きを要せず直ちに本契約を解除することができる。

（１）甲において，本件土地等を公用または公共の用に供する必要が生じたとき。

（２）乙が正当な理由なく賃料を滞納した場合。

（３）乙が正当な理由なく本件土地等を承認書記載の使用目的に供さない場合。

（４）第17条の規定に該当するとき。

（５）その他，本契約条件に規定する義務を乙が履行しない場合。

（費用償還請求権の放棄）

第14条　乙は，本件土地等に投じた必要費及び有益費があっても，これを甲に請求できないものとする。

（原状回復）

第15条　乙は，借受期間が満了し，又は，第13条の規定により本契約が解除されたときは，甲の指定する期日までに，乙の費用をもって本件土地等を原状に回復し，甲に返還しなければならない。

（損害の賠償）

第16条　乙は，本契約に定める義務を履行しなかったため甲に損害を与えたときは，その損害を賠償しなければならない。

（暴力団等に対する除外措置）

第17条　本契約締結にあたり乙が提出した港湾関連用地（普通財産）一時使用申請書の記載に反し，神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第4条第1項第2号又は第6号に掲げる者が同要綱第5条各号に掲げる事項のいずれかに該当することが判明した場合には，甲は乙に対して第13条の規定に基づく契約の解除を行うことができる。

（疑義の解釈等）

第18条　本契約の各条項の解釈について疑義を生じた場合，又は本契約に規定のない事項で解決を要する問題が生じた場合は，甲乙双方誠意を持って協議し，解決するものとする。

第19条　本契約から生じる一切の法律上の争訟については，甲の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

［特記事項］